

成 監 第 256 号
令和3年3月26日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 油 田 清

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 256 号
令和3年3月26日

成田市議会議長 秋 山 忍 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 油 田 清

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 256 号
令和3年3月26日

成田市農業委員会
会長 檜 垣 金 一 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 油 田 清

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 256 号
令和3年3月26日

成田市教育委員会
教育長 関 川 義 雄 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 油 田 清

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 256 号
令和3年3月26日

成田市選挙管理委員会
委員長 小 山 英 子 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 油 田 清

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

令和 2 年 度
定 期 監 査 報 告 書

成 田 市 監 査 委 員

令和２年度定期監査結果報告

第１ 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
(財務監査)

第２ 監査の目的

財務に関する事務の執行が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

第３ 監査の範囲

令和2年8月末現在（土木部、都市部にあつては12月末現在）の財務に関する事務の執行状況

第４ 監査の対象部局

企画政策部、総務部、財政部、空港部、シティプロモーション部、市民生活部、環境部、福祉部、健康こども部、経済部、土木部、都市部、会計室、水道部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育部、消防本部
(市立小・中学校は別途実施)

第５ 監査の実施期間

令和2年10月14日から令和3年1月26日まで

第６ 監査の方法

監査の対象とした各部局の財務に関する事務の執行について、各部局から提出された監査資料及び提示された関係書類等を調査し、関係職員から説明を聴取した。

第７ 監査の結果

成田市監査基準に準拠し監査した限りにおいて、各部局の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。なお、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、税収の一時的な減少を基金の繰替運用等で補う場面も見られ、今後も厳しい財政運営が継続すると見込まれる。年度末及び次年度に向けては、予算計上した歳入見込額の確保はもとより、優先度を勘案した事業の執行や内容の見直し等の抜本的な対応も含め、財政の健全性維持に努められたい。